

徳島県読書活動の推進に関する条例(案)に係るパブリックコメントの募集結果について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>ICTの進展等により、読書の定義も難しくなっていると思います。</p> <p>ケータイ小説などのデジタル本を読むことは、読書とは呼ばないようにするのか。教科書でさえデジタル教科書が普及する中で悩ましいところです。</p> <p>漫画を読むことについてはどうか。日本アニメの質の高さから考えると、心豊かな生活と活力のある社会の実現という目的にも合致するかとも思われます。</p> <p>このようなことから、県はどのような「読書」を進めようとするのか、はっきりとさせておいたほうが良いと思います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、読書において、デジタル図書や漫画も一つの方策でありジャンルであると捉えています。前文で述べておりますように、読書は人格を形づくり、知識や感性を高めることから、読書活動の推進により、文化的で豊かな県民生活が実現できるよう、関係機関等の取組を後押ししてまいりたいと考えています。</p>
2	<p>地元の小学校で絵本の読み聞かせのボランティアをしております。法律のこと、政治のことはよく分かりませんが、この条例を読んで、率直に今さらこれで何がどう変わるのと思いました。</p> <p>まず、「県民の意見を募集しています」とありますが、この募集を県民のどれだけの人が認知してるのでしょうか。本当に意見を募集するなら、もっと広報活動をしてください。</p> <p>地元では、読み聞かせのボランティア活動をしている団体を縦ではなく横でつながろうということで、勉強会等の活動をしています。</p> <p>情報を共有していくうちに、色々な問題点が浮かんできました。私が読み聞かせをさせてもらってる小学校では特に感じなかったのですが、学校図書室の本が古い、整備されてない、少ない、分類されてない等々。読み聞かせボランティアの方々が小学校図書室に入り整備する。また、先生方もお忙しいので休み時間にも図書室に行っても鍵が掛かっている、利用できないなど。</p> <p>絵本の読み聞かせをしてみると、子供たちのキラキラした心の動きを肌で感じます。ただ、絵本ですので耳でお話を楽しむ子供、絵で想像を膨らませる子供、様々で、これが読書、活字を読むことにすぐにつながるとは</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>まず、意見募集の広報活動については、ホームページのほか、県の機関をはじめとして、各自治体や公立図書館、またケーブルテレビ等において行っております。今後、より多くの県民の皆様様に周知できるよう更に工夫を重ねていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>県議会としましては、読書活動の推進において、環境整備は重要な課題であると認識しております。この条例を制定することにより、県民全てが読書に親しむことができる環境が整備されるよう、様々な取組を促進してまいりたいと考えています。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう関係部局にお伝えします。</p>

	<p>思いません。やはり、活字を読む事は苦手という子供もいて当然です。読ませるのではなくて、例えば読書感想文、読みたくなるのが理想ですね。読みたい人は自ら欲しますが、苦手な子供はやはり環境だと思います。読みたい人はもちろん、苦手な子供たちも行きたくなる図書室の整備を強く望みます。</p> <p>特に常駐してくれる司書さん、サポーターの方が早急に必要だと思います。地元では、今年度から3人のサポーターが小学校、中学校に配置され、少しずつの前進ですが、このままでなく県の後押しのもと義務付けていただきたいです。</p> <p>個人的にネットワークの方々と、小学校、中学校の図書室を2、3校ではありますが見せていただきました。工夫され力を入れてる学校とそうでない所では大きな差がありますので、現状を把握していただきたく思います。</p> <p>小中学校限定のような意見になりましたが、読書好きの私としては、県の取組をうれしく思います。よろしくお願いします。</p>	
<p>3</p>	<p>条例(案)を興味深く拝読させていただきました。3点ほどコメントさせていただきます。</p> <p>①「第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。」とあるが、読書推進運動協議会の定める子ども読書週間、読書週間を、更に本県もその期間を読書活動の推進する期間とするなら、何らかその旨記載する必要があると考えます。</p> <p>②「第四条 県は、」、「第五条 県民は」、「第六条 県民が、」とあるが、その項目にはそれぞれ「2」、「3」があるので、「1」を挿入して、「第四条1 県は、」、「第五条1 県民は、」、「第六条1 県民が、」としたほうが、読みやすいのではないかと思います。</p> <p>③条例(案)の3行目には、「近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>①第六条第1項については、徳島県子どもの読書活動推進計画【第三次推進計画】において、読書への興味や関心を深めるための取組の推進や、県民を対象とした様々な取組が行われていることなどから、この期間を設定し、条文では期間の説明は入れずに簡潔な表記としておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>②法律や条例につきましては、条文に複数の項があるときは、第1番目の項には「1」は付さないことから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>③御指摘のように、インターネット等の普及により、読む機会は増えていると認識しております。条例(案)の前文は、インターネット等の進展が読書習慣を身につけさせない原因ということではなく、時間の過</p>

	<p>まっている。」として、まるでインターネット等の進展が読書習慣を身に付けさせない原因のように決めつけるのはいかがなものかと思えます。小説や資料、年鑑、辞書、図鑑等の図書は紙でなく、インターネットなどでも読むことができる時代となり、読む機会は増えているはずですが。読書に親しむ機会を広げているのに、この表現は違和感を感じます。</p>	<p>ごし方が多岐にわたることで、読書をする時間がなかなか取りづらくなってきているという趣旨で記しております。</p> <p>考え方は同じであり、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>「徳島県読書活動の推進に関する条例」が制定されることについて歓迎いたします。</p> <p>個人が自分の興味関心に応じて個々に行う読書について、その読書活動が条例により制限されることがあってはならないと思えますが、この条例が読書することによって得られる様々なものを、個人的なものに限定してしまうのではなく、もっと広がりのあるものにする事で、地域の中での人と人とのつながりが深まり、心豊かな思いやりが通い合う「ふるさと徳島」を育てる上での道しるべになることを期待します。</p> <p>(期待したいこと)</p> <p>①子供時代に本を読むことは、その子の一生の読書体験の中でも最も大切であると思えます。学校や家庭はもちろん、地域の全ての年代の方に関心を持っていただきたいと思えます。</p> <p>②ボランティアや読書活動のために人が集う等の場合、積極的に支援する読書活動のための専用窓口があってほしい。</p> <p>③年に何回か読書に関する意見交換を行い、良い意見や取組には予算措置を取っていただきたい。</p> <p>④家庭、学校、地域の人が読書を通じたコミュニケーションを深めることができるようなイベントの開催。</p>	<p>条例の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>県議会としては、条例を制定することにより、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指してまいりたいと考えています。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう関係部局にお伝えします。</p>
<p>5</p>	<p>学生時代に図書館を利用していましたが、このような条例によって、県民が生活を豊かにすることができる環境が作られているのを初めて知りました。</p> <p>インターネット等で私たちの生活が豊かになっている面もありますが、自分で解決すべき方法を模索することが、自分の生きていく力になることを改めて考えることができました。これからも図書館が多くの情報の発信源となるよう、楽しみにしています。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としては、本条例の制定により、県民の読書活動を推進するための取組の一層の強化や、施策の更なる推進が図られるよう、関係機関等の取組を後押ししてまいりたいと考えています。</p>

6	<p>平成29年度に創立100周年を迎える徳島県立図書館は、県民の方々の利用も多く、いろいろな年齢層に活用されていると伺っています。残念ながら市外ですので、利用することが難しいのですが、地元の町立図書館もまた多くの学生さんや子供たちでいっぱいです。心を育てる読書活動がますます活性化されますように、いろいろな施策がなされると思いますので、情報提供をよろしく願います。楽しみにしています。</p>	<p>条例の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>県議会では、条例を制定することにより、より一層、公立図書館が県民にとって知の拠点としての役割を果たせるよう目指してまいりたいと考えています。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう関係部局にお伝えします。</p>
7	<p>①前文5行目、12行目「子供」、条文内は「子ども」と表記されている。「子ども」表記が推奨されているので、統一したほうがいい。</p> <p>②条例なので原則があるのかもしれないが、横書きなので数字表記が漢数字より算用数字のほうが見やすい。特に読書活動推進期間は、「4月23日から5月20日まで及び10月27日から11月9日まで」としたほうが分かりやすいと思う。</p> <p>③(県の責務)第四条2 個人の発達段階に応じ…以下に「読書活動の推進に関する計画を策定し、当該計画に基づき、学校では学校図書館を中核として児童及び生徒の読書活動の推進に努めなければならない。また、家庭においては、読書に親しみ読書の楽しさを共有する等、読書習慣を……」と補足挿入してはどうか。</p> <p>④(県の責務)第四条3 「県は、県立図書館がその使命を全うするために、蔵書の充実やその他の運営の改善及び向上等に寄与する措置を講ずるものとする。」を補足してほしい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>①常用漢字において、「こども」は漢字の「子供」と表記するようになっており、それを用いています。文部科学省においても、「子供」と表記することとなっております。</p> <p>また、条文中の表記については、法律の名称のため、そのまま「子ども」と表記しております。御指摘の表記については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>②条例(案)は、パブリックコメントの募集においては便宜上、横書きにしておりますが、正式な条例となった場合には、縦書きとなり数字表記については、漢数字表記となりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>③徳島県においては「子どもの読書活動推進計画」が全ての市町村で策定済みとなっております。また、県民の取組として第五条第2項に、家庭での取組について記されておりますので原案どおりとさせていただきます。</p> <p>④財政上の措置等として第七条に記しておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>8</p>	<p>読書推進の上で一番大切なことは、読書環境の整備・充実であると考えます。幼少期における家庭での絵本の読み聞かせについては、かなり浸透してきているように思いますが、小学校・中学校の自分で本を読めるようになった時期の読書環境の充実を図ることが大事だと思います。そのためには、学校図書館の整備に重点を置くことが大切だと考えます。</p> <p>読書というのは、いきなり読めと言われてすぐにできるものではありません。継続して読書をする習慣は、一朝一夕には付かないからです。子どもの頃からの読書習慣がない大人たちに読書推進を図っても、継続するのはなかなか難しいと思われます。今すぐに効果を出すことを考えるのではなく、10年後、20年後を見据えて、まず子供たちの読書環境を整えることが大切だと考えます。</p> <p>それには、学校図書館に選任の職員を置くことが一番の近道です。限りある図書費を子供たちのために有効的に使い、魅力ある蔵書を導入し学校図書館を整備すること、担任の先生が子供たちと共に、学校図書館を利用することによって、無理なく自然に読書習慣が付くようになります。絵本に始まり、図鑑や迷路、学習まんがに興味を持ち、活字に触れる機会を増やすことで、時期が来れば小説を読み、読みこなせるようになってきます。読書推進とは、本を読まない人をターゲットに推進するのではなく、読む人が満足する環境を整えることが一番大切です。読む人が満足する環境を作れば、読む人が読んでみようかなと思う人を引き込み、読む人に変え、いずれは読まない人も引き込まれていくものだと思うのです。ドラマや映画におけるヒットまでの流れを見ても、明らかなのではないかと思ひます。</p> <p>また、中学生の読書に関しては、朝の自習時間15分程度の読書、「朝読」を毎日続けることが一番効果的です。部活・勉強・遊びに忙しい中学生には、学校での「朝読」を是非、県下で推進していただきたいと思ひます。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、読書活動の推進において、環境整備は重要な課題であると認識しております。この条例を制定することにより、県民全てが、読書に親しむことができる環境が整備されるよう、様々な取組を促進してまいりたいと考えています。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう関係部局にお伝えします。</p>
<p>9</p>	<p>全ての学校図書館に、専門知識を持った学校司書を配置することを要望します。</p> <p>現在の学校図書館法では、12学級以上となっておりますが、規模にかかわらず全ての児童・生徒は同じ義務教育を受ける権利があると思ひます。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう関係部局にお伝えします。</p>

私は現在、幼・小学校にて読み聞かせボランティアをしており、小学校においては図書館整備(図書の補修、書架の整理等)も手伝わせていただいております。読み聞かせをしていて感じることは、子供たちはお話が大好きだということです。ところが、年齢が上がるにつれ本から離れていくようです。もし、子供たちに身近な学校図書館に専門の学校司書がいれば、個々に応じた読書指導が行え、また授業に資料を提供することもできます。親が公共図書館に連れて行けなくても、学校図書館は児童・生徒が誰でも利用できます。

学校司書には読書指導の他にもいろいろな役割があります。娘が通う小学校の図書館には、日本十進分類表の掲示がありません。図書には分類番号があつて、住所が決まっていることを指導されていないようです。図書館の使い方が分からなければ利用しにくいと思います。

公共図書館と学校図書館が連携して、子供たちに図書・資料を提供できるようネットワークづくりも必要です。残念ながら、私が住む地元のほとんどの小学校の図書館はデータ化されていません。蔵書検索も予約もできません。県立図書館が100周年ということですので、全学校図書館にパソコンを配置し、公共図書館からの貸与が容易にできるようにしていただけるよう希望します。

昨年までは学校の御理解の下、図書館や本についての様々なイベントも行いました。まずは、図書館に来てもらうこと、本で遊ぶことだと思います。

10 この条例の制定は、読書ボランティアの私にとっても大変うれしいことです

前文5行目、「読書習慣を持たない傾向が強まっている」の後に、「しかしながら、その各種情報メディアの内容を検証するためには、思考力、想像力、豊富な知識が必要であり、それらを得て、鍛えるためには、読書は不可欠なものである。」といった意味の文言を追加してほしいのです。言葉、思考のトレーニングが、今こそ必要な時代だと思うからです。

条例には、具体的な方策は入れないかもしれませんが、可能な範囲で、教育現場における読書教育プログラムの実施、学校図書館への人員配置、読書振興大会、図書館大会への支援、予算など入れていただけたらと思います。

貴重な御意見をありがとうございます。

前文の1行目の、「読書は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、……。」からも読み取れることから、原案どおりとさせていただきます。

財政上の措置等として第七条に記しておりますので、原案どおりとさせていただきます。